

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第二部会・令和七年度第二回）

二 開催日時

令和七年九月十六日 午後三時から午後四時四十分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

田中委員、井上委員、保志委員

五 議事の概要

1 令和五年度諮問第一号事案の審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）から当該調査結果の報告を行った。

2 前項の事案について、審査請求人から法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったため、審査会事務局から報告を行った。

3 令和六年度諮問第二号事案、令和六年度諮問第八号事案及び令和六年度諮問第十一号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。

4 前項の事案について、審議を行った。

5 令和六年度諮問第十一号事案の調査審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。